

答申第 817 号

情 公 第 1617 号

令和 7 年 9 月 17 日

神 奈 川 県 公 安 委 員 会

委員長 笹野 章央 様

神奈川県情報公開審査会

会 長 田村 達久

行政文書公開拒否決定処分に関する審査請求について（答申）

令和 6 年 2 月 7 日付けで諮問された特定交通事故に関する文書公開拒否の件（諮問第 907 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、審査請求人からの令和5年10月18日付け行政文書公開請求に対し、当該請求に係る文書を条例第32条に規定する「刑事訴訟に関する書類」に該当することを理由に行政文書公開拒否決定を行ったことは、妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、令和5年10月18日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、「特定日特定時間帯特定場所で発生した交通事故の件で、特定警察署が特定自治体にドライブレコーダーの画像の一部コピーの提出を依頼したことがわかる文書」（以下「本件請求文書」という。）について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し実施機関は、令和5年10月30日付けで、本件請求に係る行政文書は、刑事訴訟に関する書類であることから、条例第32条の規定に基づき適用除外として行政文書公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和5年12月4日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、神奈川県公安委員会に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び意見書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、未来の事を前提とし、刑事事件になり得るとの理由で開示されなかった。
- (2) 開示請求の内容は特定警察署から特定自治体に対する文書送受記録簿の開示請求であって、他官庁との連絡文書の送受の記録簿であることから捜査書類の範疇には当たらない。

特定警察署の主張する「特定の者に対して提出を依頼した経過等記載した

捜査書類であることから証拠物とともに検察官に送致されるものである。」の記載は事故調書のことであり、特定警察署に保管されるべき「他官庁との通信文書の記録簿」は別である。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部交通部交通捜査課）の説明要旨

弁明書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書について

本件請求文書は、審査請求人によれば、特定日、特定時間帯、特定場所で発生した交通事故の件で、特定警察署が特定自治体にドライブレコーダー画像の一部コピーの提出を依頼したことが分かる文書である。

本件請求に係る交通事故事件（以下「本件交通事故」という。）については、令和5年2月9日付けで検察官に送致している。

実施機関における交通事故事件の捜査は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）その他別に定めるもののほか、「交通事故事件捜査要綱の制定について」（平成4年10月7日 例規第84号、神交指発第1181号）の規定に基づき行っており、可能な限り迅速かつ適正に捜査を行い、明らかに刑事責任を追及することができない場合を除き、証拠物とともに全件送致している。

また、交通事故事件の捜査をする際は、原因等真相を究明するため、交通事故事件関係者の主張を十分聞き取り、現場の痕跡、目撃者の証言、防犯カメラ、ドライブレコーダー等の客観的事実に基づく公正な判断をすることとされており、これらの捜査過程、結果等については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、犯罪捜査規範等に基づき捜査書類を作成している。

よって、仮に審査請求人が言う本件請求文書を実施機関が作成していたとしても、同文書は、特定の交通事故事件の捜査に必要なドライブレコーダーの画像について、特定の者に対し提出を依頼した経過等を記載した捜査書類（以下「本件対象文書」という。）であることから、証拠物とともに検察官に送致されるものである。

(2) 条例第32条の該当性について

条例第 32 条は、「刑事訴訟に関する書類（略）については、この条例の規定は、適用しない」旨を定めている。

刑事訴訟に関する書類は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）（以下「情報公開法」という。）の制定に伴い、刑事訴訟法に新たに第 53 条の 2 が設けられ、この規定により、訴訟に関する書類については、情報公開法の規定を適用しないとされたことを考慮し、刑事訴訟に関する書類については条例の規定を適用しないこととしている。

なお、刑事訴訟法における「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいい、種類及び保管者を問わないと解されており、裁判所又は裁判官の保管する書類に限らず、検察官、司法警察職員及び弁護士等の保管している書類並びに不起訴となった事件の書類を含むとされている。

これを本件対象文書についてみると、実施機関が交通事故事件の捜査に関して作成する書類であることから訴訟に関する書類に該当し、仮に実施機関において検察官に送致した本件対象文書の写しを保管していたとしても、原本と何ら変わらぬ形式及び体裁を保っていることから訴訟に関する書類に該当する。

よって、本件対象文書は、「訴訟に関する書類」に該当するため、条例第 32 条に該当する。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求の趣旨において、「本件処分は、未来の事を前提とし、刑事事件になり得るとの理由で開示されなかった。」旨を申し立てているが、実施機関は、本件対象文書が条例第 32 条に該当することから適用除外としたものであり、請求人が申し立てている理由によって公開を拒否したのではない。

5 審査会の判断理由

実施機関は本件請求に係る文書が条例第 32 条に規定する「刑事訴訟に関する書類」に該当することを理由に本件処分を行っていることから、以下本件処分の妥当性を検討する。

(1) 条例第 32 条適用の妥当性について

条例第 32 条は、刑事訴訟に関する書類及び押収物については、条例の規定は適用しないとするものである。刑事訴訟法第 47 条は「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない」とした上で、刑事被告事件に係る訴訟の記録の閲覧に関しては刑事確定訴訟記録法により必要な事項が定められている。条例第 32 条は、このように刑事訴訟に関する書類については刑事訴訟手続の制度において独自の取扱いが定められていることに鑑み、刑事訴訟に関する書類及び押収物については条例を適用しないこととしたものである。以上の趣旨に鑑み、「刑事訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいい、裁判所・裁判官の保管する書類に限らず、検察官、司法警察職員、弁護士等の保管している書類や不起訴となった事件の書類を含むものとされている（神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準）。

これを本件についてみると、本件請求に係る文書は、特定日時に発生した「交通事故の件で、特定警察署が特定自治体にドライブレコーダーの画像の一部コピーの提出を依頼したことがわかる文書」である。この点、実施機関に確認したところ、実施機関における交通事故事件の捜査は、犯罪捜査規範その他別に定めるもののほか、「交通事故事件捜査要綱の制定について」の規定に基づき、明らかに刑事責任を追及することができない場合を除いて証拠物とともに全件送致することとされ、本件交通事故についても検察官に送致されていることが認められる。このように本件交通事故が交通事故事件として検察官に送致されている以上、本件請求に係る文書もその内容からすれば被疑事件の捜査過程で作成されるものであることは明らかであることから、実施機関が本件請求に係る文書を「刑事訴訟に関する書類」に該当すると判断したことは妥当である。

(2) 審査請求人の主張の当否について

もっとも、審査請求人は自らが請求したのは「特定警察署から特定自治体に対する文書送受記録簿」である旨を主張していることから、以下当該主張の当否について検討する。

条例第 9 条第 1 項は、「公開請求をしようとするものは、当該公開請求に

係る行政文書を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「請求書」という。）を提出しなければならない。」と規定し、同項の定める「次に掲げる事項」の1つとして、同項第2号は「公開請求に係る行政文書の内容」を掲げている。このように条例は、行政文書公開請求の請求内容については、請求書という書面によって明らかにすることを請求者に求めている以上、請求者が求める行政文書についても、請求者の「公開請求に係る行政文書の内容」欄の記載により特定すべきものと解すべきである。

これを本件についてみると、本件請求書の「公開請求に係る行政文書の内容」欄には「特定警察署が特定自治体にドライブレコーダーの画像の一部コピーの提出を依頼したことがわかる文書」と記載されている以上、審査請求人が請求しているのは特定警察署から特定自治体に対して発出された特定の依頼文書と解さざるを得ず、審査請求人の主張するような、警察署と自治体との間の文書送受信状況を記録した文書を請求するものとは解し難い。

よって、審査請求人の主張は採用できない。

(3) 結論

以上のことから、実施機関が本件請求に係る文書を条例第32条に規定する「刑事訴訟に関する書類」に該当することを理由に本件処分を行ったことは妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 2 月 7 日	○ 諮問
令和 6 年 3 月 6 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和 7 年 4 月 24 日 (第 255 回部会)	○ 審議
令和 7 年 5 月 15 日 (第 256 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院教授	部会員
岩田 恭子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部会員
桑原 勇進	上智大学教授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
釧持 麻衣	関東学院大学准教授	部会員
田所 美佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	
田村 達久	早稲田大学教授	会長
前田 康行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和7年9月17日現在）（五十音順）